

大阪市住宅供給公社緊急補修工事等成績評定通知及び公表要領

(目的)

1. 本要領は、「緊急補修工事等成績評定要領」に基づき作成された結果について、緊急補修業者等への通知及び公表に関する事項を定める。

(成績評定点等の通知及び公表)

2. 住宅整備課長は、成績評定点又は総合成績評定点（以下「評定点等」という）を定めた場合に別紙様式1又は2により、「大阪市住宅供給公社契約事務審査委員会」（以下「委員会」という）に諮ったうえで、当該緊急補修業者等に対し速やかに通知及び公表を行う。

(通知の内容)

3. 前2に定める通知及び公表の内容は、評定点等及び当該緊急補修業者が担当する業種における成績順位とする。

(説明請求)

4. 前2及び3に定める通知を受けた緊急補修業者等は、通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に定める休日、12月29日から同月31日、1月2日、1月3日、日曜日、土曜日に当たるときはその翌日）以内に書面により、理事長に対し評定点等について説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

5. 理事長は、前4に定める説明を求められた場合、速やかに別紙3により、委員会に諮ったうえで回答する。

(公表の方法)

6. 公表は、「緊急補修工事等成績評定通知書」の写しの閲覧による公表とする。

(公表の期間)

7. 公表の期間は、公表より当該公表年度の翌年度末までとする。

(附則)

8. この要領は、平成24年4月1日以降に作成する評定点等について適用する。